

## 収益計上時期の確認

### 所得税法36

その年において収入すべき金額

#### 不動産

36-5

支払日。支払日の定めがない場合は支払いを受けた日。請求の日。  
係争等にかかるものは判決和解等のあった日。

36-6

権利金等は引渡しの日、引渡しを要しないものは契約の効力発生日

36-7

#### 敷金

(1)貸付期間に関係なく返還を要しない金額

(2)貸付期間の経過による場合 返還を要しなくなった時

(3)返還を要しないことが確定しない部分がある 貸付終了の時

#### 事業

36-8

##### 基本引渡し

引渡しは、出荷、船積み、着荷、検収、使用収益等合理的に  
資産貸付による賃貸料 — その年に対応するものは年の末日

#### 給与

36-9

##### 支給日

決議等があった日というものもある

#### 一時

36-13

支払いを受けた日。通知されているものは通知を受けた日

## 役務提供の収益計上時期

法基通2-1-12 削除やんけ

2-1-41 返金不要の支払いの帰属の時期

契約の特定時期における役務の提供ごとに具体的な対応関係をもって

消費 9-1-1、引渡しのあった日

11-3-1 課税仕入れの日は資産の譲渡等の時期に準じる

法人税は確定収入、返還する必要がない時点で収益計上しろと

合理的に区分できれば区分していという国税不服審判所審判があるというけど(裁決事例No67, 103)、これ消費税だし一般化できるんすかね

企業会計は実現主義

でも法人税も確定した決算に基づくのではないのその辺どうなの